

ANNEX 23

JOINT DECLARATION

The European Union recalls the obligations of third countries that have established a customs union with the European Union to align their trade regimes to that of the European Union and, for some of them, to conclude preferential agreements with countries that have entered into preferential agreements with the European Union.

In this context, the Parties note that Japan has already started negotiations with one of those countries which have established a customs union with the European Union and whose products do not benefit from the tariff concessions under this Agreement, with a view to concluding a bilateral agreement establishing a free trade area in accordance with Article XXIV of GATT 1994.

The European Union invites Japan to conclude negotiations as soon as possible with a view to having the above mentioned preferential agreements enter into force as soon as possible after the entry into force of this Agreement.

告

示

○外務省告示第四百十四号

平成三十年七月十七日に東京で署名された経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に
関し、同協定の効力発生のための国内法上の要件及び手続について、当該要件を満たしたこと及び当
該手続が完了したことを通告する外交上の公文の交換は、平成三十年十二月二十一日にブリュッセル
で行われた。よって、同協定は、その第二十三・三条の規定に従い、平成三十一年二月一日に効力を
生ずる。

平成三十年十二月二十七日

外務大臣臨時代理

国務大臣 菅 義偉

○外務省告示第四百十五号

日本国政府は、平成三十年七月十七日に東京で作成された「日本国と欧州連合及び欧州連合構成国
との間の戦略的パートナーシップ協定」について、この協定の第四十七条に規定する日本国による
批准が完了した旨の通告を同年十二月二十一日に欧州連合に対して行った。欧州連合は、同条に規
定する日本国に対する通告を同年七月十七日に行っていたところ、日本国政府は、同条に従い、平
成三十一年二月一日から同条に定めるこの協定の規定をこの協定の効力発生までの間適用するこ
ととなった。

平成三十年十二月二十七日

外務大臣臨時代理

国務大臣 菅 義偉

日本国と欧州連合及び欧州連合構成国との間の戦略的パートナーシップ協定

一方の締約者である日本国並びに他方の締約者である欧州連合（以下「連合」という。）並びに欧州
連合に関する条約及び欧州連合の運営に関する条約の締約国であるベルギー王国、ブルガリア共和国、
チェコ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、エストニア共和国、アイルランド、ギリシャ共
和国、スペイン王国、フランス共和国、クロアチア共和国、イタリア共和国、キプロス共和国、ラト
ビア共和国、リトアニア共和国、ルクセンブルク大公国、ハンガリー、マルタ共和国、オランダ王国、
オーストリア共和国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、ルーマニア、スロベニア共和国、スロ
バキア共和国、フィンランド共和国、スウェーデン王国及びグレートブリテン及び北アイルランド連
合王国（以下「連合構成国」という。）（以下連合及び連合構成国を「連合締約者」といい、日本国及
び連合締約者を「両締約者」という。）は、
戦略的パートナーとしての長期的で深い協力の基礎となる共通の価値及び原則、特に、民主主義、
法の支配、人権及び基本的自由についての約束を再確認し、
日本国と欧州共同体及び欧州共同体構成国との間の関係に関する共同宣言が千九百九十一年に発
出されて以来両締約者間で形成され、及び一層緊密となってきたことを想起し、
両締約者間の種々の分野における現行の協定が両締約者間の関係に対して果たしている有益な貢
献を強化し、及び増進することを希望し、
世界的な相互依存関係の増大により国際協力を深めることが必要となっていることを認識し、
志を同じくする世界的なパートナーとして、国際連合憲章の原則及び目的に従って公正なかつ安定
した国際秩序を構築すること並びに世界の平和、安定及び繁栄並びに人間の安全保障を実現すること
についての共通の責任及び約束を意識し、
大量破壊兵器の拡散、テロリズム、気候変動、貧困及び感染症、海洋、サイバー空間及び宇宙空間
における共通の利益に対する脅威等の国際社会が直面しなければならない主要な地球規模の課題に
対処するために緊密に協力することを決意し、
また、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪が処罰されずに済まされてはならないことを決
意し、